

「しわ寄せ」防止総合対策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

「しわ寄せ」防止総合対策の策定の背景について

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）により改正された労働基準法により、①時間外労働の上限規制（※1）、②年5日の年次有給休暇の確実な取得（※2）が平成31年4月から順次施行されている。

※1 ① 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることはできない。

② 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働と休日労働の合計は月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要がある。

③ 原則である月45時間を超えることができるのは年6か月までとする。

※2 年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要がある。

- 大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせていることが懸念される。

- 大企業・親事業者による「しわ寄せ」により、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

厚生労働省等に寄せられている「しわ寄せ」の声について

- 今年4月以降、担当窓口からの発注書が遅れている。これにより、実質、短納期となってしまう残業での対応となっている。それでも納期までの完成が難しいものは断るようになっているが、転注されるのではないかと不安である。（製造業）
- （最終）納品先の残業削減等に伴い、短納期・分割納品等のしわ寄せを受けている。配送の回数増、時間指定等の負担が増加。（製造業）
- 「働き方改革」に伴い、大手ゼネコンの建設工事現場で定時終業遵守のため、本来ゼネコン側で行うべき、関連業種との取り合い施工図のチェックを押し付けられる。（建設業）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、国外の事業場が閉鎖されたことに伴い、それまで受注していた部品に加え、国外で製造していた部品も製造するよう、親事業者から増産を要求された。これまでも、部品の単価の引下げや、製造した部品の規格変更の注文がたびたび行われることがあった。今回の増産要求により、設備を増やす必要があり、従業員に長時間労働を強いることになることが懸念される。（製造業） など



このような「しわ寄せ」が、中小企業の働き方改革の妨げになっていることが懸念される。

「しわ寄せ」防止総合対策の概要

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と下請等中小事業者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、**「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知徹底

- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）における課題の共有と地域での取組の推進
- ・ 都道府県労働局（以下「労働局」という。）・労働基準監督署（以下「労基署」という。）・働き方改革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催など、集中的・効果的な取組

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供

③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用

- ・ 労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行う

④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（いわゆる「べからず集」）の周知・広報の徹底

関係法令等の周知広報

中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、集中的な取組を実施

<主な実施事項>

- ポスター・リーフレットによる周知、「しわ寄せ」防止特設サイトの開設、インターネット広告の実施
- 業所管省庁や労使団体への要請の実施
- 都道府県労働局において、「しわ寄せ」を生じさせることが懸念される大企業等に対して、企業訪問による「しわ寄せ」防止に向けた要請等の集中的な実施など

**11月は「しわ寄せ」防止
キャンペーン月間です。**

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 経済産業省 | 労働政策研究・研修機構
中小企業庁 | 公正取引委員会



しわ寄せ防止特設サイト

◆労働時間等設定改善法に規定された取引上の配慮について

労働時間等設定改善法が改正され（平成31年4月1日施行）、

事業主の責務として、他の事業主との取引において、

長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが必要となっています。

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法に基づき、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

◆働き方改革に向けた労働基準監督署、「働き方改革推進支援センター」による支援

➤ 労働基準監督署における周知・支援

全ての労働基準監督署（321署）に**労働時間相談・支援コーナー**（相談窓口）を設置するとともに、特別チームを編成し、**労働時間相談・支援班**により、改正労基法等の説明会や個別訪問などのきめ細やかな相談・支援等を実施しています。

➤ 「働き方改革推進支援センター」における周知・支援

47都道府県に「**働き方改革推進支援センター**」を設置し、社会保険労務士などの専門家による窓口相談対応や個別訪問による支援、セミナーの開催等を実施しています。

◆労働局・労働基準監督署等での「しわ寄せ」相談

全国の都道府県労働局・労働基準監督署・働き方改革推進支援センターにおいては、このような「しわ寄せ」に係る企業からの相談に応じています。

また、相談情報は、相談者のご了解を得た上で、地方経済産業局とも共有を図ることにしています。「下請かけこみ寺」とともに、ご活用いただければと思います。

ご静聴のほどありがとうございました。